

太陽光発電システムのご申請を検討されている方へ

●申請できる要件

- ①板橋区内の住宅（戸建・集合、個人・法人等）であり、新しく**太陽光発電システム**を購入し、**設置される方**。
- ②補助金交付申請時点において、**設置工事が完了していないこと**。
- ③**令和3年3月19日までに設置完了報告書等を提出できること**。
- ④個人の場合 住民税および軽自動車税を**滞納していないこと**。
- ⑤法人の場合 法人住民税を**滞納していないこと**。

●対象となる機器

- ・一般財団法人電気安全環境研究所（JET）または国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関等による太陽電池モジュール認証を受けたもの等であること。
- ・太陽電池の最大出力合計が10kW未満のもの。
※増設の場合、既設分・増設分あわせて太陽電池の最大出力合計が10kW未満であること。

●補助金額

出力1kWあたり25,000円（上限100,000円）

●申請期間

令和2年4月1日～令和3年3月10日

※予算がなくなり次第終了となります。



●注意点

- ☆ **工事完了日前までに**補助金交付申請書等を提出していただく必要があります。
- ☆完了報告時に提出する「接続契約のご案内」等に記載の**発電者等と申請者が同一人物であること**が必要になります。
- ☆太陽光パネルの反射による光害問題、設置場所から生じる日影問題や、落雪事故等の発生の可能性を考慮のうえ、設置場所をご検討ください。
- ☆太陽光発電システムに起因した火災事故にご注意ください。

●申請に必要な書類〈全申請者共通〉

※申請は必ず**工事完了日前**に行ってください。

①補助金交付申請書（申請書は2ページありますのでご注意ください。）

※区ホームページでダウンロードできます。また板橋区役所北館7階12番窓口でも配布しております。

②建物登記事項証明書

新築の場合は売買契約書等の所有者がわかる書類の写し、共同住宅の管理組合の場合は不要
発行後3カ月以内のもの

③機器等の設置に係る見積書とその内訳書の写し

太陽電池パネルの枚数、製品型番等がわかるもの

④パンフレット等

太陽電池パネルの規格、仕様等がわかるもの

⑤太陽電池パネルの配置図

提出書類が手元にあるかどうか、欄にチェックを入れて確認してください。

●その他場合によって必要になる書類

①発行後3か月以内の納税証明書（板橋区外で課税されている方は必須）

・住民税及び軽自動車税納税証明書、または非課税証明書

【令和2年9月30日以前の申請の場合⇒令和元年度（平成31年度）の証明書】

【令和2年10月1日以降の申請の場合⇒令和2年度の証明書】

※板橋区内が住民登録地かつ課税地の場合、補助金交付申請書2枚目に記載があります「区税納付状況調査に関する同意」に同意いただいた方は、これらの証明書は原則として不要です。

②発行後3か月以内の法人住民税納税証明書（中小企業等の場合）

③太陽電池パネルがJET認証を受けていない場合

(1) 海外の認定機関発行の認定証明書の写し

(2) 当該認定機関が国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関であることを証明する書類

④所有者同意書

・設置する住宅等が自己所有でない場合や共同所有の場合等、必要になります。

（区ホームページからダウンロードできます。また板橋区役所北館7階12番窓口でも配布しております。）

⑤法人の登記事項証明書（発行後3か月以内）

・中小企業等の場合、ご提出ください。

⑥建物の平面図

・2世帯住宅等で世帯ごとに申請する場合やその他必要な場合、ご提出いただくことがございます。

☆申請内容に変更がある場合は設置工事完了前までに変更届の提出が必要になります。(詳しくはお問い合わせください。)

●完了報告時に必要な書類〈全申請者共通〉

※令和3年3月19日までに提出してください。

- ①補助金設置完了報告書
 - ②太陽光発電システムの設置に係る領収書と内訳書の写し
 - ※申請者宛で発行されていること。
 - ※内訳書について、太陽電池パネルの枚数、型番等が明記されていること。
 - ③太陽電池パネルの枚数全てが確認できる写真
 - ※施工状況が確認しづらい場合、「出力対比表」等の提出を求める場合があります。
 - ④「接続契約のご案内」等の写し（発電者等＝申請者であること）
 - ※発電出力および受給開始希望日がわかるものであること。
 - ※受給開始希望日が補助金交付申請書受領日の翌日以降かつ令和3年3月19日以前となっていること。
 - ※「購入電力量のお知らせ」の写し等の「設備の買取起算日」がわかる書類を求める場合があります。
 - ※増設の場合、契約内容の変更がわかる書類を求める場合があります。
 - ⑤補助金交付請求書
 - ⑥口座振替依頼書
- ※①⑤⑥は区所定の様式で、補助金交付決定時に送付しております。
提出書類が手元にあるかどうか、□欄にチェックを入れて確認してください。

●書類提出方法

- ①申請者本人による窓口申請
- ②施工業者等代理人による窓口申請（委任状不要）
- ③郵送による申請

●担当・問い合わせ先

板橋区 資源環境部 環境政策課 脱炭素社会推進係（板橋区役所北館7階12番窓口）

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 電話：03-3579-2596 FAX：03-3579-2589

ホームページアドレス

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005921.html>